

現在求職活動実施中の方へ

保育所等利用に関わる求職活動(起業準備)中であることの申立書

岩沼市長 殿

私は現在、求職活動(起業準備)中であり、保育所等の利用開始日から90日を経過する日が属する月の月末までの期間内に、就労することを申立てます。

就労後は、速やかに就労証明書を提出いたします。

なお、所定の期間内に就労を開始しない場合には、利用している保育所等を退所いたします。

令和 年 月 日

申立人 _____

※自署でない場合は、記名押印してください。

(利用申込児童との続柄: _____)

住 所	〒 _____	
利 用 申 込 児 童 名	ふりがな _____	ふりがな _____
	_____	_____
申 立 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	

備考

○保育所等の入所が待機となった場合、「施設等利用給付認定」を受けているものとみなすことができます。(以下「みなし認定」と言います。)

認定期間を過ぎてしまうと、子ども・子育て支援制度における無償化の対象とならなくなるため、御注意ください。

みなし認定を受けた場合、子ども・子育て支援制度未移行幼稚園や認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料が無償化の対象となります。

なお、みなし認定の主な内容は以下のようになります。

○みなし認定の対象:クラス年齢が3～5歳(年少～年長)のお子さんを持つ保護者の方
市町村民税が非課税である世帯で、クラス年齢が0～2歳のお子さんを持つ保護者の方

○みなし認定の期間:申立期間のみ。申立期間の終了に伴い、無償化も終了いたします。

○無償化の上限額:2号(3～5歳)→3.7万円、3号(非課税世帯の0～2歳)→4.2万円

現在の認定	みなし認定後	上限(認可外利用時)	上限(未移行幼稚園利用時)
3号	3号 (非課税世帯のみ)	4.2万円	
2号(※) (2歳児クラス)	3号 (非課税世帯のみ)	4.2万円	保育料2.57万円＋ 預り保育1.63万円
2号(※) (3歳児クラス)	2号	3.7万円	保育料2.57万円＋ 預り保育1.13万円

※預り保育事業については、日額上限があり、1日当たり450円となっております。